

市第22号議案

東希望が丘第671号線等市道路線の認定及び廃止

<提 案 理 由>

東希望が丘第671号線等の路線を市道に認定し、及び蒔田第136号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

<道路法> (抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 (第1項省略)

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 (第1項及び第2項省略)

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎認定する路線

		路線数	道路延長	面積
全 体		12 路線	1, 666 m	8, 741 m ²
内 訳	公道移管	3 路線	345 m	1, 596 m ²
	開発行為等	6 路線	737 m	4, 491 m ²
	本市の事業等	3 路線	584 m	2, 654 m ²

◎廃止する路線

		路線数	道路延長	面積
全 体		26 路線	1, 436 m	3, 733 m ²
内 訳	払下げ	4 路線	120 m	239 m ²
	道路付替	1 路線	27 m	48 m ²
	開発行為等	17 路線	1, 122 m	3, 178 m ²
	路線整理	4 路線	167 m	268 m ²

市第22号議案により認定及び廃止を行う路線の幅員、延長

◎認定する路線

路線名称		幅 員 (m)	延 長 (m)	参考図番号
東希望が丘	671	3.01～3.76	121.49	1
笹下	615	2.03～4.21	53.52	2
新吉田	518	2.83～3.42	24.55	3
大倉山	379	5.50～5.51	115.87	4
大倉山	380	6.50～6.51	122.58	4
師岡	415	5.50～5.51	50.40	4
小机	395	6.00	166.98	5
小机	396	4.50～5.75	47.61	5
小机	397	6.00	233.68	5
柏尾	615	5.50	198.45	6

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
深見	230	4.52～5.18	198.91	7
深見	231	4.51～6.61	331.93	7

◎廃止する路線

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
蒔田	136	1.80～1.90	43.80	8
上大岡	332	1.85	4.49	9
笹下	593	1.84～4.21	135.27	2
森	83	1.83～1.88	44.35	2
新杉田	1	1.83～3.77	46.06	2
新杉田	2	3.70～3.71	23.47	2
新杉田	4	3.70～3.71	35.38	2
新杉田	6	1.31～1.47	17.90	2
氷取沢	85	1.64～1.81	27.25	10
新吉田	78	2.83～2.85	10.83	3

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
小机	250	2.78～3.34	111.77	5
小机	319	2.71～3.01	81.90	5
小机	327	2.76～2.77	9.06	5
小机	332	2.61～3.01	108.64	5
小机	333	1.79～2.09	103.25	5
奈良	94	0.90	81.22	11
戸塚	573	2.40～17.90	28.60	12
下倉田	368	1.97～2.62	50.54	13
東俣野	118	1.82	30.57	14
下飯田	222	1.66～1.74	34.77	15

路線名称		幅 員 (m)	延 長 (m)	参考図番号
深見	29	2.74～2.85	14.18	7
深見	63	2.66	18.54	7
深見	64	2.61～2.72	13.77	7
深見	65	2.75～2.94	158.83	7
深見	86	2.73～2.98	171.00	7
橋戸	94	2.73	31.00	16